誰が？！猫たちを…

身近におきていた出来事

　ある日、「子猫を安楽死しましたので、ご了承願います（M）」という内容の手紙が置かれ、地域のみんなが可愛がっていた猫８匹が１匹ずついなくなり、その後に捨てられていた４匹の子猫もまた数日でいなくなりました。８月～９月にかけての出来事です。地域の人たちは、自分たちがもっと早く何か対処していれば猫全員が犠牲にならずに済んだのではないかと心を痛め、犯人に対する怒りとこれ以上猫が悲しい目にあわないようにするためにはどうしたらいいかと、当会に連絡をしてきました。
（M）が犯人という証拠はありませんが、何年も住んでいた猫たちがたったの２ヵ月の間に全員他の場所に移住するのは考えがたく、何だかの人的関わりがあったと思うのが普通です。手紙には実名が書かれてあったので、松山東警察署に相談しました。
警察より「“動物の愛護及び管理に関する法律”により、猫をみだりに殺したり傷つけた者は１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金です。猫は野良猫であっても“愛護動物”として法律に守られています」ということを（M）に伝えてもらいました。
皆様も動物の虐待や殺傷事件があった場合は、迅速な対応をお願いします。
この場所には猫の遺棄が多い事も事件の根源にあります。抑止力になるように、他の会からいただいたポスターと警告文を現地に貼りました。

動物の愛護及び管理に関する法律

第六章　罰則

第四十四条　愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

２　愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、五十万以下の罰金に処する。

３　愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。

４　前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一　牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二　前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

虐待？！と思ったら・・・

①写真を撮って下さい。（動物と周囲）
動揺する気持ちは分かりますが、写真は説得力があります。

②息があれば、即病院に連れて行って下さい。
治療中の写真も撮って下さい。
先生の診断をメモして下さい。

③警察に届けて下さい。
ご自分の住所・氏名を伝えてから、発見の場所・時間・状況を話して下さい。
警察署の名前・担当者の氏名・電話をかけた時間もメモして下さい。
死亡していれば、警察が来るまで死体は動かさないで下さい。
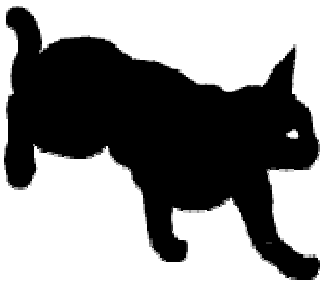
④当会にもお知らせ下さい。
事務所には専従職員はおりませんので、迅速な対応は出来かねます。
後日のお返事となります。